

栄町こどもまちづくり活動助成金

栄町の小学生から18才（高校生までの年令）のみなさん！

「栄町こどもまちづくり活動助成金」をもらって、活動してみませんか

1. どんな制度なの？

みなさんは、「こうしたらもっと町に住みやすくなる」、「これをしたら、みんなの笑顔がふえる」のでは、などと考えたことはありませんか。

栄町では、町のためにみなさんが考えて計画し、自分たちで行う事業を応援するため、その活動に必要なお金を補助します。

2. どんなふうにして、助成金をもらうの？

①3人以上の団体をつくりましょう

栄町に住んでいるか、栄町内の学校に通っている小学生から高校生



- * 団体には、こどものほか、せきにんしゃ責任者と
かんさにな監査人として、大人が2人必要です。
- * 家族のみのグループはのぞきます。

②アイデアを申請書に書いて 役場に提出します

みんなで話し合っ、どんなことをやるか、お金がどのくらいかかるかなどの計画をつくりましょう。
申請書に書いて役場に提出します。



- * むずかしいところは大人と一緒に。

③役場で申請内容を確認します

④役場からお金を受け取ります

お金の受け取りは大人（責任者）が行います。

⑤計画したまちづくり活動を行います

2月28日までに事業が終了できるように進めます。

⑥活動の報告書を役場に提出します

事業がおわったら、早めに（遅くとも3月中旬まで）に提出してください。

⑦その他

活動の内容・結果など、広報等への掲載を依頼することがあります。



3. どんな活動をしたらいいのかな？

事業の内容は、栄町を住みよくすることを目的にして行う活動であれば、決まりはありません。次のポイントについて役場で確認します。

確認すること	ポイント
まちづくりへの ^{こうけん} 貢献	栄町を住みよくすることになりますか。
^{こうえきせい} 公益性	対象者が一部の人でなく、多くの人を対象としていますか。町に必要な活動ですか。
計 画 性	スケジュールはきちんと立てていますか。事業をするための人は足りていますか。
予 算	かかるお金はきちんと考えて計算していますか。
視 点	こどもが考えたアイデアを計画にしていますか。

《事業の例》

地域の人たちとこどもたちの交流会、こどもの居場所づくり、栄町の紹介パンフレットを作成してイベントで配布、栄町かるた作成、環境美化活動 など

※例として書いていますので、みなさんで考えて計画してください。



4. 助成金について

(1) 助成金はいくらもらえるの？

最大で10万円です。

同じ団体がもらえるのは、1年間(4月から翌年3月)に1回だけです。

(2) 助成金は何に使えるの？

活動するために必要なものだけに使ってください。

活動に関係のないことや、飲み物・食べ物代等には使えません。

《使えるお金の例》

①講師(何かを教えてくれたり、お話をしてくれる人)へのお礼のお金

②ポスターやチラシを印刷するためのお金

③マジックや紙などの文房具を買うためのお金

④文書などを送るための切手を買うお金

⑤会場を借りるためのお金

⑥何かを作るための材料のお金 など

助成金^{ぜいきん}は税金などから出しています。
大切に使いましょう。

5. 応募の方法等

助成金申請書を記入して、役場企画財政課に提出してください。

提出・お問合せ先

栄町企画財政課 企画広報班(役場3階)

電 話 0476-33-7773

時間等 月曜日～金曜日(土曜日・日曜日・祝日・年末年始 12/29～1/3はお休みです。)

8:30～17:15

